

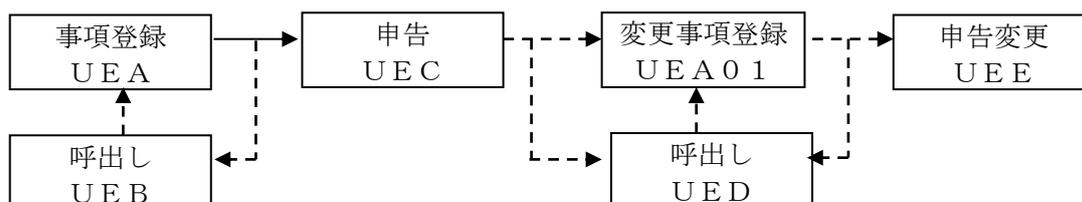
## 第 9 節 別送品輸出申告手続

システムを使用して別送品の輸出申告を行う場合は、この節の定めるところによる。

ただし、下表におけるシステム処理対象外の条件に該当する場合は、システムを使用した申告又は申請ができないことから、書面により申告する。

システム処理対象外の条件
1 件の申告につき欄数が 200 欄を超える場合。
申告価格が 10 兆円以上又は 13 桁を超える場合。
数量が 8 桁を超える場合又は 1 千トン若しくは 1 千キロリットル以上の場合。
関税法基本通達 67-2-7 (1) 及び (2) (旅具通関扱いをする別送品輸出貨物) に該当しない場合。
保税蔵置場以外で通関する場合。
積戻し貨物の場合。
その他税関長がシステムを使用して処理することが不適当と認める申告等の場合。

### 【別送品輸出申告の流れ】



### 1 別送品輸出申告事項の登録

#### (1) 別送品輸出申告事項の登録

別送品輸出申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）は、「別送品輸出申告」業務（業務コード：UEC）を実施する前に、次により別送品輸出申告事項をシステムに登録する。

なお、登録済申告可能者であれば、後記 2（別送品輸出申告事項の訂正）による訂正、又は後記 3（別送品輸出申告）による別送品輸出申告のシステムへの登録を実施することができる。

登録した別送品輸出申告事項は、後記 2（別送品輸出申告事項の訂正）により、「別送品輸出申告」業務（業務コード：UEC）を実施するまでの間、訂正することができる。

#### イ 呼出しによらない方法

「別送品輸出申告事項登録」業務（業務コード：UEA）を利用して、次の事項を入力し送信する。

また、入力した AWB 番号に係るシステムに登録されている貨物情報と共通の項目については入力することなく送信することにより、次の補完項目が貨物情報から自動補完される。

（補完項目）

- ・ 申告予定年月日
- ・ 通関予定蔵置場コード
- ・ 貨物個数

- ・最終仕向地コード
- ・積込港コード

◎ 留意事項

通関予定蔵置場コード（「保税地域」欄）及び貨物個数（「貨物個数」欄）については、システムに登録されている貨物情報と一致している必要があることから留意すること。

<共通部>

項番	項目名 (入力画面)	内 容												
1	別送品輸出申告番号 (「別送品輸出申告番号」欄)	入力不可。												
2	申告先種別コード (「申告先種別」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般申告（緊急通関貨物）</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>一般申告（特別通関貨物）</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>自由化申告（緊急通関貨物）</td> <td>E（注）</td> </tr> <tr> <td>横持ち申告</td> <td>Y</td> </tr> <tr> <td>横持ち申告（緊急通関貨物）</td> <td>K</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「E」（自由化申告（緊急通関貨物））は横持ち申告を除く自由化申告の緊急通関貨物の場合に入力する。</p>	区 分	コード	一般申告（緊急通関貨物）	R	一般申告（特別通関貨物）	T	自由化申告（緊急通関貨物）	E（注）	横持ち申告	Y	横持ち申告（緊急通関貨物）	K
区 分	コード													
一般申告（緊急通関貨物）	R													
一般申告（特別通関貨物）	T													
自由化申告（緊急通関貨物）	E（注）													
横持ち申告	Y													
横持ち申告（緊急通関貨物）	K													
3	申告税関官署コード (「税関官署」欄)	<p>(1) 「保税地域」欄への入力内容に基づき、当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。ただし、「申告先種別」欄に「T」一般申告（特別通関貨物）を入力した場合は、当該官署の開庁時間外の申告を受け付ける税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 入力者の利用者コードについて、別送品輸出申告先税関官署がシステムに登録されている場合は、登録されている税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）が(1)に優先して自動的に出力される。</p> <p>(3) 税関の指示により、システムにより自動的に出力された税関官署以外の税関官署に変更する場合は、別送品輸出申告先の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>(4) 自由化申告の場合は別送品輸出申告先の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>(注) 外郵官署の税関官署コードは入力不可であることから、留意すること。</p>												

項番	項目名 (入力画面)	内 容
4	申告先部門コード (「部門」欄)	(1) 「申告先種別」欄に基づいてシステムにより自動的に出力される。 (2) 税関の指示により、システムにより自動的に出力された部門以外の部門に変更する場合は、別送品輸出申告先部門の部門コードを入力する。
5	申告予定年月日 (「申告予定年月日」欄)	(1) 本業務を実施した日の翌日以降に申告する場合は、申告予定年月日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 入力しない場合は、本業務の実施日が自動的に出力される。 (3) 事項登録日の翌週に申告する場合は、申告価格計算用換算レートがシステムに登録されている必要がある。
6	荷送人氏名 (「荷送人*」欄)	荷送人の氏名を必須入力する。
7	郵便番号 (「郵便番号」欄)	荷送人の郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。)
以下8から11までの項目の具体的な入力方法は、前章第1節別紙6(住所の入力方法)を参照すること。		
8	住所1(都道府県) (「住所*」欄上段左)	荷送人の住所(都道府県)を必須入力する。
9	住所2(市区町村(行政区名)) (「住所*」欄上段右)	(1) 荷送人の住所(市区町村(行政区名))を必須入力する。 (2) 荷送人の住所(市区町村(行政区名))を全て入力することができない場合は、「住所*」欄中段に続けて入力する。
10	住所3(町域名・番地) (「住所*」欄中段)	(1) 荷送人の住所(町域名及び番地)を必須入力する。 (2) 「住所*」欄上段右のみでは荷送人の住所(市区町村(行政区名))を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。 (3) 荷送人の住所(町域名及び番地)を全て入力することができない場合は、「住所*」欄下段に続けて入力する。
11	住所4(ビル名ほか) (「住所*」欄下段)	(1) 荷送人の住所(ビル名等)を入力する。 (2) 「住所*」欄中段のみでは荷送人の住所(町域名及び番地)を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。
12	荷送人電話番号 (「電話」欄)	荷送人の電話番号を市外局番から入力する(区切り符号は入力しない。)
13	税関事務管理人コード (「税関事務管理人」欄)	税関事務管理人を定めている場合は次による。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		<p>① 法人番号を有する税関事務管理人の場合は、法人番号を入力する。なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。</p> <p>② 法人番号を除く輸出入者コードのみを有する税関事務管理人の場合は、当該輸出入者コードを入力する。なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。</p> <p>③ 輸出入者コードを有しない税関事務管理人の場合は、入力を要しない。</p>
14	税関事務管理人受理番号 (「受理番号」欄)	税関事務管理人を定めている場合は、税関事務管理人受理番号を入力する。
15	税関事務管理人名 (「受理番号」欄下)	<p>税関事務管理人を定めている場合であって、次のいずれかに該当する場合は、税関事務管理人名を入力する。</p> <p>① 「税関事務管理人」欄を入力しなかった場合。</p> <p>② 「税関事務管理人」欄に関連付けのない法人番号を入力した場合。</p>
16	通関予定蔵置場コード (「保税地域」欄)	<p>(1) 通関予定蔵置場の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>(2) 蔵置場以外（他所蔵置場所及び税関検査場等）については入力不可。</p>
17	受取人氏名 (「受取人*」欄)	当該貨物の受取人の氏名を必須入力する。
18	住 所 1 ( Street and number/P. O. BOX) (「住所*」欄 1 段目)	受取人の住所 (Street and number/P. O. BOX) を必須入力する。
19	住 所 2 ( Street and number/P. O. BOX) (「住所*」欄 2 段目)	受取人の住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。
20	住所 3 (City name) (「住所*」欄 3 段目)	受取人の住所 (City name) を入力する。
21	住所 4 (Country sub-entity name) (「住所*」欄 4 段目左)	受取人の住所 (Country sub-entity name) を入力する。
22	郵便番号 (Postcode identification) (「住所*」欄 4 段目右)	受取人の郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。)

項番	項目名 (入力画面)	内 容
23	国名コード (Country coded) (「国コード*」欄)	(1) 受取人の国名の国名コード(「業務コード集」参照)を必須入力する。 (2) 「JP」(日本)、「ZX」(保税工場・総合保税地域)、「ZY」(指図式)及び「ZZ」(不明)は入力不可。
24	検査立会者 (「検査立会者」欄)	検査又は貨物確認の立会いを申告者以外の者に委託する場合は、当該受託者の利用者コードを入力する。
25	AWB番号 (「AWB番号*」欄)	AWB番号又はHAWB番号のプリフィックス部及び通番号(枝番号を含む。)を必須入力する。
26	貨物個数 (「貨物個数」欄)	貨物の外装個数を入力する。
27	最終仕向地コード (「最終仕向地」欄左)	(1) 最終仕向地について次のとおり入力する。 ① 最終仕向地が国連LOCODE(「業務コード集」参照)に掲載されている場合は、国名コード(2桁)+地域コード(3桁)を入力する(例:アメリカのニューヨーク国際空港の場合は、「USJFK」)。 ② 国連LOCODE(「業務コード集」参照)に国名コードは掲載されているものの、地域コードは掲載されていない場合は、国名コード(2桁)に「ZZZ」を加えて入力する(例:アメリカの場合は、「USZZZ」)。 (2) 国名コードについては「JP」(日本)、「ZX」(保税工場・総合保税地域)、「ZY」(指図式)及び「ZZ」(不明)は入力不可。
28	最終仕向地名 (「最終仕向地」欄右)	「最終仕向地」欄左に地域コードとして「ZZZ」を入力した場合は、最終仕向地名を必須入力する。
29	積込港コード (「積込港」欄)	国連LOCODE(「業務コード集」参照)の地域コード3桁を入力する(例:成田空港の場合、「NRT」)。
30	出港予定年月日 (「出港予定年月日」欄)	(1) 申告貨物の搭載予定年月日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 次の条件を満たすこと。 申告予定年月日 ≤ 出港予定年月日 ≤ 入力日 + 30日
31	旅券番号 (「旅券番号」欄)	荷送人の旅券番号を入力する。
32	荷送人生年月日 (「荷送人生年月日」欄)	荷送人の生年月日を西暦(8桁)で入力する。
33	国籍 (「国籍」欄)	荷送人の国籍の国名コード(「業務コード集」参照)を入力する。
34	出国(予定)年月日 (「出国(予定)年月日*」欄)	(1) 前送貨物の場合は、出国予定年月日を西暦(8桁)で必須入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容																				
		(2) 後送貨物の場合は、出国年月日を西暦（8桁）で必須入力する。																				
35	別送品確認書類等識別1 (「別送品確認書類等識別*」欄左)	<p>(1) 別送品であることを確認する書類（以下この節において「確認書類」という。）について、次の区分に応じたコードを必須入力する。</p> <p>(2) 確認書類が複数ある場合は、「別送品確認書類等識別*」欄右に入力する。</p> <p>(3) 「I」（その他）を入力した場合は、「記事」欄にその詳細を入力する。</p> <table border="1" data-bbox="683 680 1442 1173"> <thead> <tr> <th data-bbox="689 689 1308 734">区 分</th> <th data-bbox="1315 689 1436 734">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="689 743 1308 788">搭乗予約証明書</td> <td data-bbox="1315 743 1436 788">A</td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 797 1308 842">航空券</td> <td data-bbox="1315 797 1436 842">B</td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 851 1308 896">予約確認書</td> <td data-bbox="1315 851 1436 896">C</td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 904 1308 949">旅程表</td> <td data-bbox="1315 904 1436 949">D</td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 958 1308 1003">赴任証明書</td> <td data-bbox="1315 958 1436 1003">E</td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 1012 1308 1057">搭乗券半券</td> <td data-bbox="1315 1012 1436 1057">F</td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 1066 1308 1111">搭乗証明書</td> <td data-bbox="1315 1066 1436 1111">G</td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 1120 1308 1164">旅券（本邦出国印、渡航先入国印及びビザ）（注）</td> <td data-bbox="1315 1120 1436 1164">H</td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 1173 1308 1218">その他</td> <td data-bbox="1315 1173 1436 1218">I</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 後送貨物の場合で、旅券の本邦出国印、渡航先入国印及びビザを確認したときにのみ「H」（旅券（本邦出国印、渡航先入国印及びビザ））を入力し、前送貨物の場合等、旅券の確認のみを行った場合は「H」（旅券（本邦出国印、渡航先入国印及びビザ））を入力しない。</p>	区 分	コード	搭乗予約証明書	A	航空券	B	予約確認書	C	旅程表	D	赴任証明書	E	搭乗券半券	F	搭乗証明書	G	旅券（本邦出国印、渡航先入国印及びビザ）（注）	H	その他	I
区 分	コード																					
搭乗予約証明書	A																					
航空券	B																					
予約確認書	C																					
旅程表	D																					
赴任証明書	E																					
搭乗券半券	F																					
搭乗証明書	G																					
旅券（本邦出国印、渡航先入国印及びビザ）（注）	H																					
その他	I																					
36	別送品確認書類等識別2 (「別送品確認書類等識別*」欄右)	確認書類が複数ある場合は、「別送品確認書類等識別*」欄左に準じて、コードを入力する。																				

項番	項目名 (入力画面)	内 容																
37	他法令等識別 (「他法令等識別」欄)	<p>他法令による許可若しくは承認等を受けている場合、輸出免税品である場合又は外国製品の持出しがある場合は、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他法令</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>輸出免税品</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>外国製品持出</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>他法令・輸出免税品</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>他法令・外国製品持出</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>輸出免税品・外国製品持出</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>他法令・輸出免税品・外国製品持出</td> <td>G</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	他法令	A	輸出免税品	B	外国製品持出	C	他法令・輸出免税品	D	他法令・外国製品持出	E	輸出免税品・外国製品持出	F	他法令・輸出免税品・外国製品持出	G
区 分	コード																	
他法令	A																	
輸出免税品	B																	
外国製品持出	C																	
他法令・輸出免税品	D																	
他法令・外国製品持出	E																	
輸出免税品・外国製品持出	F																	
他法令・輸出免税品・外国製品持出	G																	
38	記事 (「記事」欄)	<p>(1) 税関における審査に必要となる事項を入力する。</p> <p>(2) 「添付ファイル登録」業務(業務コード:MSB)を利用してインボイス、パッキングリスト及び確認書類を電子的に提出する場合は、その旨を入力する。</p> <p>(入力例) 「MSBによりパスポート、搭乗証明書の提出あり」</p> <p>(3) 通関業者等が必要とする事項(書類作成者、関係書類の整理番号等)を入力する。</p> <p>(4) 漢字及びかなで入力することもできる。</p>																

<繰返部>

項番	項目名 (入力画面)	内 容
以下 39 から 44 までの項目は、最大 200 欄まで繰り返し入力することができる。		
39	品名 (「品名」欄)	<p>(1) パッキングリスト等に記載されている品名を入力する。</p> <p>(2) 漢字及びかなで入力することもできる。</p>
40	数量 (「数量」欄左)	貨物の数量を入力する。
41	数量単位コード (「数量」欄右)	<p>(1) 「数量」欄左を入力した場合は、数量の単位の通関用数量換算単位コード(「業務コード集」参照)を入力する。</p> <p>(2) 入力しない場合は「NO」がシステムにより自動補完される。</p>
42	価格 (「価格」欄左)	<p>(1) 貨物の価格を入力する。</p> <p>(2) 「価格」欄右に「JPY」以外の単位を入力する場合は、小数点以下第2位まで入力することができる。</p> <p>(3) 価格が判明しない場合は、「0」を入力する。</p>
43	通貨単位コード	(1) 通貨種別の通貨コード(「業務コード集」参照)を入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
	(「価格」欄右)	(2) 入力しない場合は「JPY」がシステムにより自動補完される。
44	パッキング番号 (「番号」欄)	貨物が梱包されている梱包番号を入力する。

(注1) 繰返部を入力する場合は、別送品輸出申告を行う貨物の全てについて入力することとし、一部のみの入力不可。

(注2) 繰返部を入力せずに後記3(4)(別送品輸出申告に係る関係書類の提出)により、書面によりパッキングリストを提出することも可能である。

(注3) 欄数が200欄を超える等の理由がある場合は、品名、通貨単位ごとに価格、数量を集計し、入力することもできる。ただし、税関(別送担当部門)からパッキングリストの提出を求められる場合があるので留意すること。

ロ 呼出しによる方法

「別送品輸出申告事項呼出し」業務(業務コード:UEB)を利用して、「輸出管理番号/AWB番号」欄にAWB番号又はHAWB番号のプリフィックス部及び通番部(枝番号を含む。)を入力し送信することにより、システムに登録されている貨物情報と共通の事項が「別送品輸出申告事項登録情報」(出力情報コード:AAE4551)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、他の事項を前記イ(呼出しによらない方法)に準じて、入力し送信する(補完項目については前記イ(呼出しによらない方法)の補完項目参照)。

(2) 出力情報

前記(1)(別送品輸出申告事項の登録)により、別送品輸出申告事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に「別送品輸出申告入力控情報」(出力情報コード:AAEOKA1)が配信される。

2 別送品輸出申告事項の訂正

(1) 別送品輸出申告事項の訂正

前記1(別送品輸出申告事項の登録)により別送品輸出申告事項を登録した通関業者等が、システムに登録した別送品輸出申告事項を「別送品輸出申告」業務(業務コード:UEC)による別送品輸出申告前に訂正する場合は、次による。

なお、登録済申告可能者においても別送品輸出申告事項を訂正することができる。

イ 呼出しによらない方法

「別送品輸出申告事項登録」業務(業務コード:UEA)を利用して、当初の別送品輸出申告事項登録により払い出された別送品輸出申告番号、別送品輸出申告事項及び訂正を必要とする事項を入力し送信する。

なお、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて、システムに登録されている貨物情報を利用することができる。

ロ 呼出しによる方法

「別送品輸出申告事項呼出し」業務(業務コード:UEB)を利用して、次の事項を入力し

送信することにより、システムに登録されている別送品輸出申告事項登録の内容が、「別送品輸出申告事項登録情報」(出力情報コード：AAE4551)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は訂正を必要とする事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内 容
別送品輸出申告番号 (「別送品輸出申告番号」欄)	事項登録時に払い出された別送品輸出申告番号を必須入力する。
輸出管理番号／AWB番号 (「輸出管理番号／AWB番号」欄) (注)	貨物情報を利用する場合に、AWB番号又はHAWB番号のプリフィックス部及び通番部(枝番を含む。)を入力する。(補完項目については前記1(1)イ(呼出しによらない方法)の補完項目参照)

(注)「輸出管理番号／AWB番号」欄を入力した場合は、システムに登録されている別送品輸出申告情報の項目又は貨物情報の項目で重複する項目のうち、次の項目については、貨物情報に登録されている内容が優先されることから留意すること。

- ・通関予定蔵置場コード
- ・貨物個数
- ・最終仕向地コード
- ・積込港コード

## (2) 出力情報

前記(1)(別送品輸出申告事項の訂正)により、別送品輸出申告事項が訂正された場合は、通関業者等に「別送品輸出申告入力控情報」(出力情報コード：AAEOKA1)が配信される。

## 3 別送品輸出申告

### (1) 別送品輸出申告

前記1(別送品輸出申告事項の登録)により別送品輸出申告事項を登録した通関業者等は、当該登録(前記2(別送品輸出申告事項の訂正)により訂正した場合は当該訂正)による応答画面の出力内容又は前記1(2)(出力情報)で配信された「別送品輸出申告入力控情報」(出力情報コード：AAEOKA1)を利用して申告内容を審査の上、次により別送品輸出申告をシステムに登録する。

また、登録済申告可能者においても別送品輸出申告をシステムに登録することができる。

別送品輸出申告の登録は、審査を行った通関士が行うが、税関手続関連(共通編)ー共通手続ー第2章第20節(通関士審査結果の登録)により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「別送品輸出申告」業務(業務コード：UEC)を利用する方法

「別送品輸出申告」業務(業務コード：UEC)を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内 容
別送品輸出申告番号 (「別送品輸出申告番号*」欄)	別送品輸出申告番号を必須入力する。

項目名 (入力画面)	内 容	
申告条件 (「申告条件」欄)	次の区分に応じたコードを入力する。	
	区 分	コード
	搬入時申告	I
	開庁時申告	K
	搬入前申告	X
	開庁時搬入前申告	Y
	搬入後申告	(入力しない。)

(イ) 搬入時申告（申告条件：「I」）（システム参加保税地域で通関する場合に限る。）

「申告条件」欄に「I」（搬入時申告）を入力し送信した場合は、通関予定蔵置場において搬入確認がシステムに登録された時に、別送品輸出申告がシステムにより自動起動する。ただし、次の場合は自動起動しないことから留意すること。

A 開庁時間外における搬入確認登録

貨物の搬入確認登録が別送品輸出申告先官署の開庁時間外に行われた場合において、当該時間帯に係る時間外執務要請届の提出が行われていない場合は、システムにより自動的に開庁時申告（後記(ロ)（開庁時申告（申告条件：「K」）参照）への付替処理が行われる。

この場合において、後記(ロ)（開庁時申告（申告条件：「K」））による自動起動を待たずに別送品輸出申告を行うときは、時間外執務要請届の提出を行った後、後記(ホ)（搬入後申告）により行う。なお、届出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第1節（時間外執務要請届）を参照すること。（以下、この節において同じ。）

B 通関予定蔵置場において既に搬入確認登録が行われていた場合

搬入時申告を登録した時に既に搬入確認登録が行われていた場合は、システムにより自動的に搬入後申告（後記(ホ)（搬入後申告）参照）に切り替えられる。

C 別送品輸出申告事項の訂正

別送品輸出申告がシステムにより自動起動する前に、前記2(1)（別送品輸出申告事項の訂正）により別送品輸出申告事項を訂正した場合は、搬入時申告の旨が取り消されることから、改めて別送品輸出申告を行う。

(ロ) 開庁時申告（申告条件：「K」）

「申告条件」欄に「K」（開庁時申告）を入力し送信した場合は、登録後最初に到来する午前8時30分以降に別送品輸出申告がシステムにより自動起動する（ただし、行政機関の休日である場合（休日に開庁している官署である場合を含む。）は、翌平日の午前8時30分以降に自動起動する。）。

また、開庁時申告の登録は、税関長が公示する税関官署ごとの開庁時間（輸出入通関業務に係る開庁時間）以外の時間帯においてのみ可能である。したがって、別送品輸出申告先税関官署について、上記自動起動する時刻までの間に開庁時間外となる時間帯がない場合は、開庁時申告を登録することはできない。

なお、別送品輸出申告がシステムにより自動起動する前に、前記2(1)（別送品輸出申告事

項の訂正)により別送品輸出申告事項を訂正した場合は、開庁時申告の旨が取り消されることから、改めて開庁時申告を行う。

(ハ) 搬入前申告 (申告条件:「X」)

「申告条件」欄に「X」(搬入前申告)を入力し送信した場合は、別送品輸出申告の搬入前申告が行われる。ただし、貨物が既に保税地域等に搬入されている場合は、システムにより自動的に搬入後申告に切り替えられる。

なお、搬入前申告を別送品輸出申告先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

また、通関予定蔵置場がシステム不参加である場合は、通関業者等が貨物の搬入を確認した後に「輸出申告搬入後処理」業務(業務コード:CEW)を利用して、申告番号を入力し送信する必要がある。

(ニ) 開庁時搬入前申告 (申告条件:「Y」)

「申告条件」欄に「Y」(開庁時搬入前申告)を入力し送信した場合は、最初に到来する午前8時30分以降に別送品輸出申告の搬入前申告がシステムにより自動起動する(ただし、行政機関の休日である場合(休日に開庁している官署である場合を含む。)は、翌平日の午前8時30分以降に自動起動する。)。ただし、貨物が既に保税地域等に搬入されている場合は、システムにより自動的に開庁時申告(前記(ロ)(開庁時申告(申告条件:「K」))参照)に切り替えられる。

なお、通関予定蔵置場がシステム不参加である場合は、通関業者等が貨物の搬入を確認した後に「輸出申告搬入後処理」業務(業務コード:CEW)を利用して、申告番号を入力し送信する必要がある。

また、開庁時搬入前申告の登録は、税関長が公示する税関官署ごとの開庁時間(輸出入通関業務に係る開庁時間)以外の時間帯においてのみ可能である。したがって、別送品輸出申告先官署について、上記自動起動する時刻までの間に開庁時間外となる時間帯がない場合は、開庁時搬入前申告を登録することはできない。

なお、搬入前申告が開庁時にシステムにより自動起動する前に、前記2(1)(別送品輸出申告事項の訂正)により別送品輸出申告事項を訂正した場合は、開庁時申告の旨が取り消されることから、改めて開庁時搬入前申告を行う必要がある。

(ホ) 搬入後申告

「申告条件」欄を入力せずに送信した場合は別送品輸出申告の搬入後申告が行われる。

なお、貨物が通関予定蔵置場に搬入される前に搬入後申告を行うことはできないことから留意すること。

また、搬入後申告を別送品輸出申告先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

ロ 「別送品輸出申告事項登録」業務(業務コード:UEA)の応答画面を利用する方法

前記1(別送品輸出申告事項の登録)(前記2(別送品輸出申告事項の訂正)により訂正した場合は当該訂正)により別送品輸出申告事項をシステムに登録した場合は、登録した内容が「別送品輸出申告入力控情報」(出力情報コード:AAEOKA1)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要な申告条件を入力し送信する。

なお、申告条件の入力については、前記イ(「別送品輸出申告」業務(業務コード:UEC))

を利用する方法) に準ずる。

## (2) 別送品輸出申告の受理及び通知

前記(1) (別送品輸出申告) により別送品輸出申告が受理された場合は、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されて、通関業者等に配信される。

審査検査区分識別の詳細については、税関手続関連 (共通編) -共通手続-第4章 (照会関係手続) 付表3-8-1 (IEU「別送品輸出申告照会」出力事項) 参照。

審査区分	審査区分コード
書類審査扱い	2
検査扱い	3

出力情報	出力情報コード	出力条件
別送品輸出申告控情報 (書類)	AAE2KD1	審査区分として「2」(書類審査扱い) が付与された場合。
別送品輸出申告控情報 (検査)	AAE3KD1	審査区分として「3」(検査扱い) が付与された場合。

## (3) 搬入前申告における貨物搬入後の通知

搬入前申告において前記(2) (別送品輸出申告の受理及び通知) の通知の後、貨物が保税地域等に搬入された場合は、通関業者等に「輸出搬入時状況通知情報」(出力情報コード: AAE5031) が配信される。

なお、「3」(検査扱い) の審査区分が付与され、かつ、検査区分を付与する設定がされている通関蔵置場である場合は、検査区分も付与される。

## (4) 別送品輸出申告に係る関係書類の提出

前記(2) (別送品輸出申告の受理及び通知) により別送品輸出申告が受理された場合は、次により関係書類を提出する。

### イ 提出期限

別送品輸出申告の日の翌日から3日以内 (行政機関の休日の日数は算入しない。)

### ロ 提出書類

関税法及びその他の関税に関する法令の規定により、別送品輸出申告に際して税関に提出すべきものとされている次の関係書類に、別送品輸出申告番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項 (以下この節において「別送品輸出申告番号等」という。) を記載して、別送品輸出申告先税関官署 (別送担当部門) に提出する。

提出書類	前送貨物の場合	後送貨物の場合
インボイス	(注1)	
パッキングリスト	要 (注2)	
B/L (航空貨物の場合はAWB)	要	要

提出書類	前送貨物の場合	後送貨物の場合
旅券	要	—
搭乗予約証明書	いずれか1点	—
航空券		—
予約確認書		—
旅程票		—
赴任証明書		いずれか1点
搭乗券半券	—	
搭乗証明書	—	
旅券（本邦出国印、渡航先入国印及びビザ）	—	—
輸出別送品申告書（税関様式C第5340号）	—	
輸出免税物品輸出申告書	（注3） （注4）	
輸出免税物品購入記録票		
外国製物品持出確認票（税関様式C第5330号）		
他法令に係る許可・承認書		

（注1）関税法第68条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する場合に限り提出する。

（注2）前記1(1)イ（呼出しによらない方法）の39から44までの項目を入力した場合は、提出を省略することができる。ただし、繰返部が200欄を超える場合又は品名、通貨単位ごとの価格並びに数量を集計したものを入力した場合は、提出を求められる場合があることから留意すること。

（注3）前記1(1)イ（呼出しによらない方法）の「他法令等識別」欄を入力した場合に限り提出する。

（注4）「添付ファイル登録」業務（業務コード：MSB）を利用して提出することはできないことから書面により提出すること。

「申告添付ファイル登録」業務（業務コード：MSX）を利用して提出した場合は、当該原本に別送品輸出申告番号等を付記して、別送品輸出許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に提出又は提示する。ただし、別送品輸出許可の前に当該原本を書面により確認する必要があると認められる場合には、当該原本を書面により別送品輸出申告先税関官署（別送担当部門）に提出又は提示する。

#### ハ 提出先

別送品輸出申告を行った税関（別送担当部門）

#### ニ 電子ファイルによる提出

前記ロ（提出書類）に定める関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、次のいずれかによる。

##### (イ) 「添付ファイル登録」業務（業務コード：MSB）を利用する場合

税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第4節2（添付ファイル登録）により提出する。この場合、「添付ファイル登録」業務（業務コード：MSB）において「件名」欄には別送品輸出申告の提出書類の名称、「申告申請等番号」欄は別送品輸出申告番号、「通信

欄」欄は添付する書類の種類（旅券、搭乗証明書等）を入力する。

なお、電子ファイルにより提出した書類について、原則として書面の提出は要しないが、税関に提出を求められたときは提出する。

(ロ) 「申告添付ファイル登録」業務（業務コード：MS X）を利用する場合

税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により提出する。この場合、「申告添付ファイル登録」業務（業務コード：MS X）において「通信欄」欄は添付する書類の種類（旅券、搭乗証明書等）を入力する。

## (5) 検査貨物の運搬等

前記(2)（別送品輸出申告の受理及び通知）により別送品輸出申告が受理され、審査区分として「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）が付与された別送品輸出申告貨物について、税関により検査指定又は検査取止めがシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

検査等区分が「K」（検査場検査）の場合は、配信された検査指定情報（出力情報コードについては次による。）を利用し、関税法基本通達 67-1-8（検査貨物の指定等）の規定に基づき蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行う。

なお、通関業者等に配信される情報を税関に配信したい場合は、税関に申し出ること。

イ 検査指定された場合

(イ) システム申告の場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査指定情報	AAE 4 7 4 1	R：現場検査	検査指定票 (申告書用)	税関（別送担当部門）
	AAE 5 0 1 1	K：検査場検査		通関業者等 検査立会者（注1）
	AAE 4 7 5 1	R：現場検査	検査指定票 (倉主等用)	通関業者等（注2） 通関蔵置場（注3） 検査立会者
	AAE 4 7 6 1	K：検査場検査	検査指定票 (運搬・倉主等用)	通関業者等（注2） 検査立会者（注1）
	AAE 4 7 7 1		検査指定票 (倉主等用)	通関蔵置場（注3）

(注1) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(注2) 検査指定の際に、税関へ配信する旨がシステムに登録された場合は、通関業者等に配信されず、税関（別送品担当部門）に配信される。

(注3) ① システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

② 搬入前申告の場合は本業務では配信されず「輸出申告搬入後処理」業務（業務コード：CEW）が実施された時に配信される。

(ロ) 書面による申告の場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査指定情報 (マニュアル 申告)	AAE4791	R：現場検査 K：検査場検査	検査指定票 (申告書用)	税関（別送担当部門）
	AAE4801	R：現場検査	検査指定票 (倉主等用)	税関（別送担当部門） (注1) 通関蔵置場 (注2)(注3)
	AAE4811	K：検査場検査	検査指定票 (運搬・倉主等用)	税関（別送担当部門） (注1)
	AAE4821		検査指定票 (倉主等用)	通関蔵置場 (注2)(注3)

(注1) 税関用と通関業者用の2通がそれぞれ配信される。

(注2) システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(注3) HAWBの場合で、蔵置場所に貨物が全量蔵置されていない場合は、配信されない。

ロ 検査取止めの場合

(イ) システム申告の場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査取止情報	AAE4781	T：検査取止 2：区分変更(書類)	検査取止票	通関業者等 通関蔵置場(注1) 検査立会者(注2)

(注1) ① 検査指定済みの場合であって、税関が検査取止めを行った場合に限る。

② システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

③ 搬入前申告で「輸出申告搬入後処理」業務(業務コード：CEW)が実施されていない場合は配信されない。

(注2) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(ロ) 書面による申告の場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査指定情報 (マニュアル 申告)	AAE4831	T：検査取止	検査取止票	税関（別送担当部門） (注1) 通関蔵置場 (注2)(注3)

(注1) 税関用と通関業者用の2通がそれぞれ配信される。

(注2) システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(注3) HAWBの場合で、蔵置場所に貨物が全量蔵置されていない場合は、配信されない。

(6) 別送品輸出申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し

前記(1)(別送品輸出申告)による申告が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消を

実施する場合は、この章第2節3(6)(輸出申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し)による。

#### 4 別送品輸出申告変更事項の登録

前記3(別送品輸出申告)により別送品輸出申告を登録した通関業者等が、当該登録後、別送品輸出申告に係る許可までの間に、別送品輸出申告内容に誤りがあるため別送品輸出申告の内容を変更する場合、別送品輸出申告を行った税関官署(別送担当部門)の了承を得た上で後記(1)(別送品輸出申告変更事項の登録)による。

なお、登録した変更事項については、後記5(別送品輸出申告変更)により、「別送品輸出申告変更」業務(業務コード:UEE)を実施するまでの間、次により訂正することができる。

##### ◎ 留意事項

- ① 変更の登録は、最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については、後記9(4)(別送品輸出申告の手作業移行)による。
- ② 検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は、前記3(6)(別送品輸出申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し)により実施すること。
- ③ 次の項目については変更することができないことから、あらかじめ税関(別送担当部門)へ申告内容を変更する旨を申し出た上で、当該別送品輸出申告を後記9(3)(別送品輸出申告の撤回)により撤回し、改めて別送品輸出申告を行うこととなることから留意すること。

項目名	入力画面
申告税関官署コード	「税関官署」欄
荷送人氏名	「荷送人」欄
通関蔵置場コード(注)	「保税地域」欄

(注) 搬入前申告の変更であって貨物搬入前の場合、同一税関官署内での保税地域の変更は可能である。自由化申告に係る搬入前申告の変更であって貨物搬入前の場合においては、同一税関内であれば当初の蔵置官署と異なる官署が管轄する通関予定蔵置場に変更することができる。なお、自由化申告において既に検査指定を受けている場合に、当該変更を行った場合は、後記5(1)(別送品輸出申告変更)により、当該検査指定の取消しが行われるので留意すること。

#### (1) 別送品輸出申告変更事項の登録

##### イ 呼出しによらない方法

「別送品輸出申告変更事項登録」業務(業務コード:UEA01)を利用して、別送品輸出申告番号、別送品輸出申告により申告した事項及び変更を必要とする事項を入力し送信する。

なお、システムに登録されている貨物情報については前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて利用することができる。

##### ロ 呼出しによる方法

「別送品輸出申告変更事項呼出し」業務(業務コード:UED)を利用して、別送品輸出申告番号を入力し送信することにより、システムに登録されている別送品輸出申告に係る申告内容が、「別送品輸出申告変更事項登録情報」(出力情報コード:AAE4561)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は訂正を必要とする事項を上書

き入力し送信する。

## (2) 出力情報

前記(1) (別送品輸出申告変更事項の登録)により、別送品輸出申告事項を変更した場合は、通関業者等に「別送品輸出申告変更入力控情報」(出力情報コード:AAEOKB1)が配信される。

## 5 別送品輸出申告変更

### (1) 別送品輸出申告変更

前記4 (別送品輸出申告変更事項の登録)により別送品輸出申告変更事項を登録した通関業者等は、当該変更事項登録の応答画面の出力内容又は前記4(2) (出力情報)で配信された「別送品輸出申告変更入力控情報」(出力情報コード:AAEOKB1)を利用して申告変更の内容を審査の上、次により別送品輸出申告をシステムに登録する。

別送品輸出申告変更の登録は、審査を行った通関士が行うが、税関手続関連(共通編)ー共通手続ー第2章第20節(通関士審査結果の登録)により、申告変更の内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

また、別送品輸出申告変更を別送品輸出申告先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

イ 「別送品輸出申告変更」業務(業務コード:UEE)を利用する方法

「別送品輸出申告変更」業務(業務コード:UEE)を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内容
別送品輸出申告番号 (「別送品輸出申告番号*」欄)	当初の別送品輸出申告番号に枝番が付された別送品輸出申告番号を必須入力する。
訂正票出力識別 (「訂正票出力識別」欄)	税関に「別送品輸出申告変更控情報(書類)」(出力情報コード:AAE2KE1)又は「別送品輸出申告変更控情報(検査)」(出力情報コード:AAE3KE1)を配信する場合はあらかじめ税関の了承を得た上で、「P」を入力する。

ロ 「別送品輸出申告変更事項登録」業務(業務コード:UEA01)の応答画面を利用する方法

前記4 (別送品輸出申告変更事項の登録)により別送品輸出申告事項をシステムに登録した場合は、別送品輸出申告変更事項の内容が「別送品輸出申告変更入力控情報」(出力情報コード:AAEOKB1)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要に応じて「訂正票出力識別」欄に「P」を入力し送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄の入力については、前記イ(「別送品輸出申告変更」業務(業務コード:UEE)を利用する方法)に準ずる。

### (2) 別送品輸出申告変更の受理及び通知

前記(1) (別送品輸出申告変更)により、別送品輸出申告変更が受理された場合は、次の情報が

それぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
別送品輸出申告変更 控情報（書類）	AAE2KE1	審査区分として「2」（書類審査 扱い）が付与された場合。	通関業者等 （注1）
別送品輸出申告変更 控情報（検査）	AAE3KE1	審査区分として「3」（検査扱 い）が付与された場合。	通関業者等 （注1）
検査取消票	AAE5550	検査指定済の場合で、検査実施 官署が変更となる場合。	通関業者等 検査立会者 （注2） 通関蔵置場

（注1）「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合は税関に配信される。

（注2）システムに登録されている場合にのみ配信される。

### (3) 別送品輸出申告変更に係る関係書類の提出

前記(2)（別送品輸出申告変更の受理及び通知）により別送品輸出申告変更が受理された場合は、別送品輸出申告内容の変更に係る関係書類に、変更後の別送品輸出申告番号等を付記し、別送品輸出申告を行った税関（別送担当部門）に提出する。

なお、電子ファイルにより提出する場合は前記3(4)ニ（電子ファイルによる提出）に準じて行う。

## 6 別送品輸出申告先官署の変更

別送品輸出申告先官署を変更する場合は次に限る。

- ① 搬入前申告であって、当該申告で予定していた通関予定蔵置場とは異なる蔵置場に搬入することとなり、それぞれの蔵置場を管轄する税関官署が、同一税関内の異なる税関官署である場合
- ② 搬入前申告であって、当該申告で予定していた積込港と通関予定蔵置場が変更となり、当該申告をした税関官署を管轄する税関とは異なる税関の管轄する税関官署である場合

### ◎ 留意事項

自由化申告においては、後記(1)（別送品輸出申告変更（官署変更））及び(2)（別送品輸出申告事項の再登録）によらず、この章第5節3（輸出申告等の撤回）により撤回し、改めて別送品輸出申告を行うこととなるので留意すること。

別送品輸出申告先官署を変更する場合は、関税法基本通達67-1-10（輸出申告の撤回の取扱い）の規定により、当初申告先官署に「輸出申告撤回申出書」（税関様式C第5240号）を提出し、税関によりその旨がシステムに登録された後、次による。

なお、申告官署の変更に係る当該申出書については、あらかじめ当初申告先官署に申し出た上で、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第4節2（添付ファイル登録）による「添付ファイル登録」業務（業務コード：MSB）を利用して提出しても差し支えない。

### (1) 別送品輸出申告変更（官署変更）

「別送品輸出申告変更（官署変更）」業務（業務コード：UEY）を利用して、次の事項を入

力し送信する。なお、当初申告先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

項目名 (入力画面)	内 容
申告番号 (「申告等番号*」欄)	別送品輸出申告番号を必須入力する。
輸出管理番号/AWB番号 (「輸出管理番号/AWB番号」欄)	AWB番号又はHAWB番号のプリフィックス部及び通番部(枝番号含む。)を必須入力する。
変更後積込港コード (「変更後積込港コード」欄)	異なる税関への官署変更を行う場合、変更後の積込港の国連LOCODE(「業務コード集」参照)の地域コード3桁を必須入力する(例:成田空港の場合「NRT」)。
申告税関官署コード (「申告税関官署コード」欄)	(1) 異なる税関への官署変更を行う場合、変更後のあて先官署コードを必須入力する。 (2) 貨物の蔵置場所(予定場所)の管轄税関内の税関官署コードのみ入力することができる。

## (2) 別送品輸出申告事項の再登録

前記(1)(別送品輸出申告変更(官署変更))により、システムに登録されている別送品輸出申告事項の内容(注)が「別送品輸出申告事項登録情報(官署変更用)」(出力情報コード:AAE5061)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、変更後の通関予定蔵置場等、変更を必要とする事項を入力し送信することにより、改めて別送品輸出申告等事項を登録する。

(注) 次の項目については当初の別送品輸出申告と異なる内容が出力される。

項目名 (入力画面)	内 容
別送品輸出申告番号 (「別送品輸出申告番号*」欄)	新たな別送品輸出申告番号が払い出される。
申告税関官署コード (「税関官署」欄)	出力されない。
申告先部門コード (「部門」欄)	出力されない。
申告予定年月日 (「申告予定年月日」欄)	出力されない。
通関予定蔵置場コード (「保税地域」欄)	出力されない。

項目名 (入力画面)	内 容
記事 (「記事」欄)	当初申告に係る申告先官署の税関官署コード(「業務コード集」参照)、申告先部門コード、別送品輸出申告番号及び審査区分が出力される。

◎ 留意事項

この章第2節別紙9(変更不可項目一覧(官署変更))に掲げる項目については、変更することができないことから留意すること。

## 7 別送品輸出申告の許可

システムを使用した別送品輸出申告が許可された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

また、別送品輸出申告の許可に併せて保税運送が承認され、その保税運送承認期間の開始年月日(輸出許可日)及び終了年月日が自動的に払い出される。

なお、運送貨物の発送の日が輸出許可日と異なる場合は、運送貨物の発送の日を起算日として計算した期間を保税運送承認期間とする。

出力情報	出力情報コード	配信先
別送品輸出許可通知情報(書類・検査)	AAE2KF2	通関業者等(注1)
許可・承認貨物(輸出)情報	AAE4081	通関蔵置場(注2)

(注1) 税関(別送担当部門)に配信する場合は配信されない。

(注2) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

## 8 別送品輸出許可内容変更申請

通関業者等、混載業者又は航空会社(以下この節において「申請者」という。)は、別送品輸出許可後に当該貨物に係る数量等の別送品輸出申告許可内容変更を行う場合は、あらかじめ変更について税関(別送担当部門)の了承を得た上で、次により許可内容を変更する。

なお、変更の登録は、前記4(別送品輸出申告変更事項の登録)による変更と合わせて最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については後記9(4)(別送品輸出申告の手作業移行)による。

また、通関業者等は、あらかじめ他の通関業者との受委託関係をシステムに登録することにより、変更登録を依頼することができる。

### (1) 別送品輸出許可内容に係る変更(積込港の一括変更を除く。)

別送品輸出申告の許可後、当該許可内容を変更する場合は、次による。

ただし、変更は「搭載完了登録(便単位)」業務(業務コード:CLA)又は「搭載完了登録(AWB単位)」業務(業務コード:CLB)が実施されるまでの間に、登録する必要がある。

#### イ 別送品輸出許可内容変更申請事項の登録

##### (イ) 別送品輸出許可内容変更申請事項の登録

「別送品輸出許可内容変更申請」業務(業務コード:UAC)を実施する前に、次により別送品輸出許可内容変更申請事項をシステムに登録する。

なお、登録した別送品輸出許可内容変更申請事項については、「別送品輸出許可内容変更

申請」業務（業務コード：UAC）を実施するまでの間、訂正することができる。

A 呼出しによらない方法

「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務（業務コード：UAA）を利用して、別送品輸出申告番号、別送品輸出申告により許可となった事項及び変更を必要とする事項を入力し送信することにより、別送品輸出許可内容変更申請事項を登録する。

入力の方法は前記1(1)(別送品輸出申告事項の登録)に準ずる。

なお、「変更識別\*」欄及び「変更理由\*」欄については、次による。

項目名 (入力画面)	内 容						
変更識別コード (「変更識別*」欄)	<p>次の変更識別に応じたコードを必須入力する。ただし、「N」(数量等変更)は通関業者等のみ入力することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更識別</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船(機)名変更</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>数量等変更</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table>	変更識別	コード	船(機)名変更	S	数量等変更	N
変更識別	コード						
船(機)名変更	S						
数量等変更	N						
変更理由コード (「変更理由*」欄)	変更理由の変更理由コード(輸出許可後訂正理由)(「業務コード集」参照)を必須入力する。						

別送品輸出許可内容変更申請における各項目の変更内容の可否は下表のとおりである。

船(機)名変更の場合 (変更識別コード「S」)	数量等変更の場合 (変更識別コード「N」)
<p>次の項目は変更することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告先種別コード (「申告先種別」欄)</li> <li>・申請税関官署コード (「税関官署」欄)</li> <li>・申請先部門コード (「部門」欄)</li> <li>・税関事務管理人コード (「税関事務管理人」欄)</li> <li>・税関事務管理人受理番号 (「受理番号」欄)</li> <li>・税関事務管理人名 (「受理番号」欄下)</li> <li>・蔵置場コード (「保税地域*」欄)</li> <li>・積込港コード (「積込港*」欄)</li> <li>・出港予定年月日 (「出港予定年月日」欄)</li> </ul>	<p>次の項目は変更することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷送人氏名 (「荷送人」欄)</li> <li>・検査立会者 (「検査立会者」欄)</li> <li>・AWB番号(注) (「AWB番号*」欄)</li> <li>・最終仕向地コードのうち、国名コード(先頭2桁) (「最終仕向地*」欄)</li> </ul>

船（機）名変更の場合 （変更識別コード「S」）	数量等変更の場合 （変更識別コード「N」）
<ul style="list-style-type: none"> <li>変更理由コード （「変更理由＊」欄）</li> <li>記事 （「記事」欄）</li> </ul>	
（注）仕分けの子への変更については可能である。	

なお、変更不可項目について変更が必要となった場合は、後記9(2)（別送品輸出取止め再輸入の許可）により、別送品輸出取止め再輸入の許可を受けた上で、改めて別送品輸出申告を行うこととなることから留意すること。

また、「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務（業務コード：UAA）を実施した後、「別送品輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：UAC）を実施するまでの間は、「変更識別＊」欄の変更はできないことから留意すること。ただし、後記B（呼出しによる方法）により「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務（業務コード：UAA）を実施する前の申告等番号を入力し送信した場合に限り「変更識別＊」欄を変更することができる。

#### B 呼出しによる方法

「別送品輸出許可内容変更申請事項呼出し」業務（業務コード：UAB）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、システムに登録されている別送品輸出許可内容が、「変更識別コード＊」欄に「S」（船（機）名変更）を入力した場合は「別送品輸出許可内容変更申請事項登録情報（船（機）名変更）」（出力情報コード：AAE4581）として、「変更識別コード＊」欄に「N」（数量等変更）を入力した場合は「別送品輸出許可内容変更申請事項登録情報（数量等変更）」（出力情報コード：AAE4591）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認して、変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

項目名 （入力画面）	内 容						
別送品輸出申告番号 （「別送品輸出申告番号＊」欄）	申告等番号必須入力する。						
変更識別コード （「変更識別コード＊」欄）	<p>次の変更識別に応じたコードを必須入力する。ただし、「N」（数量等変更）は通関業者等のみ入力することができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>変更識別</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船（機）名変更</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>数量等変更</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table>	変更識別	コード	船（機）名変更	S	数量等変更	N
変更識別	コード						
船（機）名変更	S						
数量等変更	N						

#### (ロ) 出力情報

前記(イ)（別送品輸出許可内容変更申請事項の登録）により、別送品輸出許可内容変更申請事項が登録された場合は、申請者に「別送品輸出許可内容変更申請入力控情報」（出力情報コード：AAE4571）が配信される。

ロ 別送品輸出許可内容変更申請

前記イ(イ) (別送品輸出許可内容変更申請事項の登録) による応答画面の出力内容又は前記イ(ロ) (出力情報) で配信された「別送品輸出許可内容変更申請入力控情報」(出力情報コード: AAE4571) を利用して申請内容を審査の上、次により別送品輸出許可内容変更申請をシステムに登録する。

別送品輸出許可内容変更申請の登録は、審査を行った通関士が行うが、税関手続関連(共通編) ー共通手続ー第2章第20節(通関士審査結果の登録) により、申請内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

また、別送品輸出許可内容変更申請を申請先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

(イ) 「別送品輸出許可内容変更申請」業務(業務コード: UAC) を利用する方法

「別送品輸出許可内容変更申請」業務(業務コード: UAC) を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内容
別送品輸出申告番号 (「別送品輸出申告番号*」欄)	申告等番号を必須入力する。
訂正票出力識別 (「訂正票出力識別」欄)	税関に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」(出力情報コード: AAE4601) を配信する場合は、あらかじめ税関の了承を得た上で、「P」を入力する。

(ロ) 「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務(業務コード: UAA) の応答画面を利用する方法

前記イ(イ) (別送品輸出許可内容変更申請事項の登録) により別送品輸出許可内容を変更した場合は、変更登録の内容が「別送品輸出許可内容変更申請入力控情報」(出力情報コード: AAE4571) として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要に応じて「訂正票出力識別」欄を入力し送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄の入力については、前記(イ) (「別送品輸出許可内容変更申請」業務(業務コード: UAC) を利用する方法) に準ずる。

ハ 別送品輸出許可内容変更申請の受理及び通知

前記ロ(別送品輸出許可内容変更申請) により、別送品輸出許可内容変更申請が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

(イ) 審査区分が「1」(簡易審査扱い) の場合

「別送品輸出許可内容変更通知情報(簡易)」(出力情報コード: AAE4611) が申請者(当初申告者と異なる場合は、当初申告者を含む。) に配信される。

(ロ) 審査区分が「2」(書類審査扱い) の場合

「別送品輸出許可内容変更申請控情報」(出力情報コード: AAE4601) が申請者に配信される。

なお、「訂正票出力識別」欄を入力した場合は、税関(別送担当部門) に配信される。

## (2) 積込港の一括変更

申請者は、「積付結果登録（AWB・HAWB単位）」業務（業務コード：ULA）、「積付結果登録（MAWB単位）」業務（業務コード：ULM）、「搭載完了登録（便単位）」業務（業務コード：CLA）又は「搭載完了登録（AWB単位）」業務（業務コード：CLB）が実施されるまでの間に、別送品輸出許可済貨物に係る積込港の一括変更を申請する場合は、あらかじめ税関（別送担当部門）の了承を得た上で、次により別送品輸出許可内容変更申請をシステムに登録する。

### イ 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し

「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し」業務（業務コード：EAM）を利用して、次の事項を入力し、送信することにより、MAWBに関連付けが行われているHAWB番号が、最大で30件まで「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し結果情報」（出力情報コード：AAE5080）として応答画面に出力される。

項目名 (入力画面)	内容
MAWB番号 (「MAWB番号*」欄)	MAWB番号を必須入力する。
変更前積込港コード (「変更前積込港」欄)	変更前の積込港を指定して呼び出す場合は、国連LOCODE（「業務コード集」参照）の地域コード3桁で入力する（例：成田空港の場合「NRT」）。
変更後積込港コード (「変更後積込港*」欄)	変更後の積込港の国連LOCODE（「業務コード集」参照）の地域コード3桁を必須入力する（例：成田空港の場合「NRT」）。
蔵置場コード (「蔵置場*」欄)	貨物が蔵置されている保税地域を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

### ロ 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）

前記イ（輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し）による応答画面の出力内容を確認の上、次の事項を入力し送信することにより、別送品輸出許可内容変更申請をシステムに登録する。

なお、通関業者が別送品輸出許可内容変更申請を行う場合は、通関士が申請内容を審査した上で、登録する。

また、別送品輸出許可内容変更申請を申請先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

項目名 (入力画面)	内容
申告先種別コード (「申告先種別」欄)	積込港の変更を要する全ての申告等番号に対して、一括して申告先種別を変更する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。 変更しない場合は、入力を要しない。

項目名 (入力画面)	内 容									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="612 248 1198 300">区 分</th> <th data-bbox="1198 248 1334 300">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="612 300 1198 351">一般申告（緊急通関貨物）</td> <td data-bbox="1198 300 1334 351">R</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 351 1198 403">一般申告（特別通関貨物）</td> <td data-bbox="1198 351 1334 403">T</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 403 1198 497">別送品輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し</td> <td data-bbox="1198 403 1334 497">N</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	一般申告（緊急通関貨物）	R	一般申告（特別通関貨物）	T	別送品輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し	N	
区 分	コード									
一般申告（緊急通関貨物）	R									
一般申告（特別通関貨物）	T									
別送品輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し	N									
変更理由コード (「変更理由*」欄)	変更理由の変更理由コード（輸出許可後訂正理由）（「業務コード集」参照）を必須入力する。									
出港予定年月日 (「出港予定年月日」欄)	<p>(1) 申告貨物の搭載予定年月日を西暦（8桁）で入力する。</p> <p>(2) 次の条件を満たすこと。 入力日 ≤ 出港予定年月日 ≤ 入力日 + 30 日</p> <p>(3) 変更後の積込港がシステム対象外の場合は必須入力する。</p>									
以下の項目は、最大 30 欄まで繰り返し入力することができる。										
処理識別 (欄名なし)	積込港の変更を要しない申告等番号の場合は、「X」を入力する。									
申請官署コード (「変更後官署」欄)	<p>(1) 「蔵置場*」欄への入力内容に基づき、当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 入力者の利用者コードについて、別送品申告先税関官署がシステムに登録されている場合は別送品申告先税関官署として登録されている税関官署コード（「業務コード集」参照）が前記(1)に優先してシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(3) 「申告先種別」欄に「T」（一般申告（特別通関貨物））を入力した場合は、前記(1)及び(2)に関わらず、当該官署の開庁時間外の申告を受け付ける税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(4) 次に該当する場合は、別送品申告先税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>① 税関の指示により変更する場合。</p> <p>② 自由化申告に係る当初の輸出別送品申告の許可税関官署に申請する場合。</p> <p>③ 申告に係る貨物が置かれている場所を管轄する税関官署が前記(1)又は(2)により出力される税関官署と異なる場合。</p>									
申請先部門コード (「部門」欄)	(1) 「申告先種別」欄に基づいてシステムにより自動的に出力される。									

項目名 (入力画面)	内 容
	(2) 税関の指示により変更する場合は、別送品輸出申告先部門の部門コードを入力する。

入力したMAWB番号について、関連付けが行われているHAWB番号が30件を超える場合は、残りのHAWB番号が30件単位で「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し結果情報」（出力情報コード：AAE5080）として応答画面に繰り返し出力されることから、変更を要するHAWB番号について必要な事項を入力し送信する。

#### ハ 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）の受理及び通知

前記ロ（輸出許可内容変更申請（積込港一括変更））により、別送品輸出許可内容変更申請が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

##### (イ) 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

「別送品輸出許可内容変更通知情報（簡易）」（出力情報コード：AAE4611）が申請者（当初申告者と異なる場合は、当初申告者を含む。）に配信される。

##### (ロ) 審査区分が「2」（書類審査扱い）の場合

「別送品輸出許可内容変更申請控情報」（出力情報コード：AAE4601）が申請者に配信される。

### (3) 別送品輸出許可内容変更申請に係る関係書類の提出

前記(1)ハ（別送品輸出許可内容変更申請の受理及び通知）又は前記(2)ハ（輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）の受理及び通知）により別送品輸出許可内容変更申請が受理された場合であって、審査区分として「2」（書類審査扱い）が付与された場合は「別送品輸出許可内容変更申請控」（出力情報コード：AAE4601）に出力された別送品輸出申告番号等を許可内容変更に係る関係書類に付記し、別送品輸出許可内容変更申請の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に別送品輸出許可内容変更申請を行った税関（別送担当部門）に提出する。なお、審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合に限り、関係書類の提出を省略できる。

関係書類の提出方法については前記3(4)（別送品輸出申告に係る関係書類の提出）に準ずる。

### (4) 別送品輸出許可内容の変更通知

システムを使用した別送品輸出許可内容変更申請について、審査区分として「2」（書類審査扱い）が付与された場合で、税関（別送担当部門）により変更が認められた場合は、「別送品輸出許可内容変更通知情報（書類）」（出力情報コード：AAE4621）が申請者（当初申告者と異なる場合は、当初申告者を含む。）に配信される。

## 9 別送品輸出申告許可の登録並びに撤回及び手作業移行等手続

貨物情報がシステムに登録されている別送品貨物について、書面により別送品輸出申告を行う場合は次による。また、システムを使用して行った別送品輸出申告について、撤回又は手作業移行等を行う場合も、次による。

## (1) 貨物情報がシステムに登録されている別送品貨物に係る許可情報の登録

### イ 別送品輸出申告書の提出

貨物情報がシステムに登録されている別送品貨物について書面により別送品輸出申告を行う場合は、通関業者等は「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（税関様式C第5340号）に次の事項を付記し提出する。

- ・ 申告者の利用者コード
- ・ A W B 番号
- ・ 貨物の蔵置場所の保税地域コード（「業務コード集」参照）
- ・ 積込港の国連L O C O D E（「業務コード集」参照）

### ロ 許可情報の登録

前記イ（別送品輸出申告書の提出）により、当該申告が許可された場合は、税関（別送担当部門）によりその旨が登録される。

## (2) 別送品輸出取止め再輸入の許可

### イ 別送品輸出取止め再輸入の許可

システムを使用して別送品輸出許可を受けた貨物の全部について、別送品輸出を取り止める場合は、通関業者等は関税法基本通達 67-1-15（輸出取止めの取扱い）に準じ、配信された許可通知書を添えて税関（別送担当部門）へ申し出る。

なお、システムを使用した別送品輸出許可後に変更不可項目の変更が必要となった場合も別送品輸出取止めを申し出ること。

### ロ 別送品輸出取止め再輸入の許可情報の登録

前記イ（別送品輸出取止め再輸入の許可）の申出に基づき別送品輸出取止再輸入許可が認められた場合は、税関（別送担当部門）によりその旨がシステムに登録される。

なお、当該登録により貨物情報は内国貨物の状態となるため、再度の別送品輸出申告が可能となる。

## (3) 別送品輸出申告の撤回

### イ 別送品輸出申告の撤回手続

システムを使用した別送品輸出申告について、関税法基本通達 67-1-10（輸出申告の撤回の手続）により、別送品輸出申告を撤回する場合は、別送品輸出許可までの間に、税関（別送担当部門）にその旨を申し出た上で、「輸出申告撤回申出書」（税関様式C第5240号）1通を税関（別送担当部門）へ提出する。ただし、前記6（別送品輸出申告先官署の変更）の別送品輸出申告先官署を変更する場合（搬入前申告の場合であって、当初予定していた通関予定蔵置場とは異なる蔵置場に搬入することとなり、それぞれの蔵置場を管轄する税関官署が異なる場合等。ただし、同一税関内に限る。）は、前記6による。

なお、システムを使用した別送品輸出申告後に変更不可項目の変更が必要となった場合についても別送品輸出申告を撤回することとなることから留意すること。

### ロ 別送品輸出申告の撤回情報の登録

前記イ（別送品輸出申告の撤回手続）の申出に基づき撤回が認められた場合は、税関（別送担当部門）によりその旨がシステムに登録される。

#### (4) 別送品輸出申告の手作業移行

##### イ 手作業移行事由

システムを使用した別送品輸出申告又は別送品輸出許可内容変更申請について、次のいずれかの事由によりシステムを使用して処理することができない場合は、手作業移行することとなる。

- (イ) 別送品輸出申告で申告後の変更又は許可後の変更により、申告欄数が 200 欄を超えることとなった場合。
- (ロ) 申告後の変更及び許可後の変更が合わせて 9 回を超えることとなった場合
- (ハ) その他システムによって処理することができない場合

##### ロ 手作業移行手続

前記イ（手作業移行事由）により別送品輸出申告又は別送品輸出許可内容変更申請を手作業に移行する場合は、税関（別送担当部門）にその旨を申し出た上で、次による。

##### (イ) 別送品輸出申告の手作業移行

別送品輸出申告に係る変更後の内容に基づき、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（税関様式C第5340号）を作成し、システムにより配信された「別送品輸出申告控（書類）」（出力情報コード：AAE2KD1）又は「別送品輸出申告控（検査）」（出力情報コード：AAE3KD1）とともに税関（別送担当部門）に提出する。

なお、提出部数は2通（原本、許可書用）とする。

また、申告年月日は、「別送品輸出申告控（書類）」（出力情報コード：AAE2KD1）又は「別送品輸出申告控（検査）」（出力情報コード：AAE3KD1）に出力された申告年月日を記載する。

##### (ロ) 別送品輸出許可後の手作業移行

別送品輸出許可に係る変更後の内容に基づき、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（税関様式C第5340号）を作成し、システムにより配信された「別送品輸出許可通知情報（書類・検査）」（出力情報コード：AAE2KF2）とともに税関（別送担当部門）に提出する。

なお、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（税関様式C第5340号）に記載する申告年月日は、「別送品輸出許可通知情報（書類・検査）」（出力情報コード：AAE2KF2）に出力された申告年月日を記載する。

##### ハ 手作業移行情報の登録

前記ロ（手作業移行手続）の申出に基づき手作業移行が認められた場合は、税関（別送担当部門）によりその旨が登録される。

なお、別送品輸出許可等後の手作業移行情報が登録されることにより、システムから別送品輸出申告に係る情報等は削除されるが、貨物情報は輸出許可済みの状態であることから、搭載までシステムを使用することができる。

#### (5) 不積返送承認

##### イ 不積返送承認の手続

別送品輸出許可と保税運送の承認とを併せて受けた貨物について、積込港で積み込まれるこ

となく運送を承認した税関官署へ返送する場合は、関税法基本通達 63-16（輸出又は積み戻し貨物の運送）(5)により、「不積返送申出書」2通（原本、到着証明用）を作成し、システムにより配信された「別送品輸出許可通知情報（書類・検査）」（出力情報コード：AAE2KF2）とともに税関（別送担当部門）に提出する。

ロ 不積返送承認情報の登録

前記イ（不積返送承認の手続）により承認された場合は、税関（別送担当部門）によりその旨がシステムに登録される。

(6) 登録又は解除等の通知

前記(1)（貨物情報がシステムに登録されている別送品貨物に係る許可情報の登録）から(5)（不積返送承認）までにより、税関（別送担当部門）により別送品輸出申告に係る許可若しくは承認等がシステムに登録された場合又はシステムに登録された情報について解除若しくは取消しが行われた場合は、通関蔵置場（システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。）に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
許可・承認等登録通知情報（輸出通関）	AAE4521	次の許可又は承認等がされた場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・別送品輸出許可（保税運送兼用）</li> <li>・別送品輸出取止再輸入許可</li> <li>・別送品不積返送承認</li> <li>・別送品輸出許可後の手作業移行</li> <li>・別送品輸出許可後の積込港変更</li> <li>・別送品輸出許可後の数量変更</li> </ul>
解除・取消通知情報（輸出通関）	AAE4531	次の許可又は承認等が解除又は取り消された場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・別送品輸出許可（保税運送兼用）</li> <li>・別送品輸出取止再輸入許可</li> <li>・別送品不積返送承認</li> <li>・別送品輸出許可後の手作業移行</li> <li>・別送品輸出許可後の数量変更</li> </ul>